

平成28年4月1日
さいかつ農業協同組合

一般事業主行動計画
(女性活躍推進法)

男女平等な公正な処遇と人材育成の観点から女性労働者が能力を十分に発揮し適正なキャリアアップが図れるよう男性労働者と同様な公正な配置を実施するとともに、意欲と能力のある女性労働者の積極的登用と選抜した人材の集中的な育成を図るため、下記のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間
2. 当組合の課題
 - ・課題1：性別に応じた人員配置が慣習化している。
 - ・課題2：管理職に占める女性労働者の割合が低い。
3. 当組合の目標
 - ・目標1：男性労働者と同様な公正な配置を実施し、女性労働者の能力を発掘・発揮できる職場環境を整える（男性労働者に偏重している職種への女性労働者の配置割合30%以上）。
 - ・目標2：女性労働者の能力を発掘・発揮させ、管理職登用へのキャリアアップ形成を意識づける（管理職に占める女性労働者の割合10%以上）。
4. 取組内容と実施時期
 - ・取組1：従来、男性労働者中心であった職種へ女性労働者の配置を拡大し、配置拡大に伴い多様な業務経験の蓄積を図る。
 - 平成28年4月～：男性労働者に偏重した職種の洗い出し。
 - 平成29年4月～：公正な処遇と人材育成の観点から、性別に関わらず男女平等な配置を順次実施するとともに、必要に応じて説明・教育・指導等を適時行なう。
 - ・取組2：多様な業務経験の蓄積を通じて、意欲と能力のある女性労働者を積極的に管理職へ登用する。
 - 平成28年4月～：管理職の女性割合が低い現状について原因の分析（女性労働者の能力や意欲など内的要因なのか、男性労働者に偏重する職場環境など外的要因なのか）。
 - 平成29年4月～：原因の分析を踏まえ、必要に応じて説明・教育・指導等を適時行ない管理職への意識づくりを促進するとともに、キャリアアップを段階的に形成できる職場環境を整える。

《正職員に占める男性・女性労働者の割合》

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に定める「女性の職業生活における活躍に関する情報の公表」に基づき、当組合の就業実態を下記のとおり公表いたします（平成28年4月1日現在）。

【職務別】

	男性	女性	職務の定義
管理職	94.6%	5.4%	室・部・課・支店・センター長及び代理職
指導監督職	41.2%	58.8%	主任職
一般職	55.3%	44.7%	上記以外の職員

【職種別】

	男性	女性	職種の定義
営業職	83.1%	16.9%	LA、渉外担当者
事務職	49.7%	50.3%	LA、渉外担当者を除く支店職員及び経済部を除く各事業部職員
技術職	88.9%	11.1%	経済部職員